



南 企 監 第 8 号
令和 2 年 6 月 2 6 日

南房総広域水道企業団
企業長 太田 洋 様

南房総広域水道企業団
代表監査委員 内田 正司



令和元年度南房総広域水道企業団水道用水供給事業会計経営健全化審査
意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条
第1項の規定により審査に付された令和元年度南房総広域水道企業団水道用水供給事業
会計の資金不足比率等について審査をしたので、その結果について別添のとおり意見書
を提出します。



令和元年度南房総広域水道企業団水道用水供給事業会計
経営健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「法」という。）第22条第1項の規定により審査に付された令和元年度南房総広域水道企業団水道用水供給事業会計経営健全化審査の結果等は、下記のとおりである。

記

1 審査の期日

令和2年6月26日（金）

2 審査の概要

審査に当たっては、南房総広域水道企業団監査委員の職務執行等に関する規程第4条第4号の規定により、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を確認し、関係法令に定められた基準に準拠し適正に表示されているかどうかを主として審査した。

3 審査結果

審査に付された、次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道用水供給事業会計	－ %	20%

(注) 表中の「－」は、資金の不足がないことを表している。

4 審査意見

審査に付された令和元年度南房総広域水道企業団水道用水供給事業会計決算書中、貸借対照表に計上された流動負債の額から、企業債及び年賦未払金を控除した額256,722千円に対し、流動資産の額は4,711,376千円となっており、資金不足額は生じていない。

法が定める経営健全化基準は、資金不足比率が20%とされているが、当企業団においては、資金不足比率等は該当がなく、良好な状態にあると認められることから、特に是正改善を要する指摘事項はない。